

平成29年8月16日

市政記者 各位

佐賀県市議会議長会

会長	佐賀市議会議長	福井章司
	唐津市議会議長	田中秀和
	鹿島市議会議長	松尾勝利
	伊万里市議会議長	前田久年
	鳥栖市議会議長	中村直人
	武雄市議会議長	杉原豊喜
	多久市議会議長	山本茂雄
	小城市議会議長	平野泰造
	嬉野市議会議長	田口好秋
	神埼市議会議長	廣瀧恒明

長期に欠席した議員の報酬を減額する条例について

本会議等を長期欠席した議員に、報酬を全額支給した事象が発生し問題視されました。

佐賀県内の全十市議会においてそのような事例はございませんが、このことを重く受け止め、議員の職責及び議会への住民の信頼確保等の観点から、県内十市の市議会議長で組織する佐賀県市議会議長会において、協議を重ねてまいりました。

今回、十市すべての議会において、議員が長期欠席した際、その報酬を減額するとの結論に達し、減額する内容の統一も図られたため、それに基づき、各市議会の9月（市によっては8月）定例会において、改正条例を上程することになりましたので、お知らせいたします。

1 改正内容（十市統一）  
別紙のとおり

（連絡先）

○佐賀県市議会議長会事務局（担当：増田、原）  
〒840-8501 佐賀市栄町1-1  
佐賀市議会事務局内 TEL 0952(40)7310

## 別紙

### 佐賀県内十市議会における、議員の長期欠席による 報酬減額条例の主な統一内容

#### (1) 減額対象となる会議等

- ・市議会定例会又は臨時会の会議
- ・市議会委員会条例の規定により設置された委員会  
(常任委員会、議会運営委員会、特別委員会)
- ・市議会会議規則に規定する協議又は調整を行う場  
(全員協議会、議会制度検討委員会 等<sup>(\*)</sup>)  
(<sup>(\*)</sup> 対象となる会議及び会議名称は、各市議会において異なる)
- ・市議会会議規則に規定する委員の派遣  
(常任委員会等の行政視察)
- ・市議会会議規則に規定する議員の派遣

#### (2) 減額後支給割合

- ・90日を超え180日以下 100分の80 (20%減額)
- ・180日を超え365日以下 100分の70 (30%減額)
- ・365日を超える 100分の50 (50%減額)

#### (3) 減額始期、終期

- ・始期：欠席した日から90日を越えた日の属する月の翌月から
- ・終期：復帰した日の属する月まで

#### (4) 期末手当

- ・基準日(6月1日、12月1日)以前の6月以内の支給割合を乗じる

#### (5) 適用除外

- ・公務災害
- ・法定伝染病
- ・女性議員の出産 等

※ なお、施行時期については、各市議会での統一はしていないため、各市議会にお問い合わせ下さい。

佐賀県市議会議長会